

茨木市困難な問題を抱える女性への支援にかかる個別ケース支援調整会議設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。次項において「法」という。）第15条に規定する支援調整会議として設置する茨木市個別ケース支援調整会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 会議は、法第2条に規定する困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために設置する。

(所掌事務)

第3 会議は、個別の支援対象女性や同伴児童等（次項において「支援対象者」という。）の状況把握の確認、支援方針の確立及び担当者の役割分担及び検討課題、その他必要な事項について協議する。

(構成員)

第4 会議は、別表に掲げる機関のうち、支援対象者に関わりのある機関をもって構成する。

(会長)

第5 会議に会長を置き、人権・男女共生課長をもって充てる。

(会議)

第6 会議は、必要に応じて適宜開催する。会長は、必要に応じて構成員以外の者に対して会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第7 会議の事務局は、人権・男女共生課に置く。

(意見の聴取等)

第8 会長は、第3に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第9 会議の構成員及び出席者は、会議を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10 この要綱で定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が別途定め

る。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表（第4関係）

茨木市配偶者暴力相談支援センター
茨木警察署生活安全課
大阪府女性相談センター
大阪府茨木保健所
NPO法人 女性サポート大阪
市民文化部市民課
市民文化部人権・男女共生課
福祉部生活福祉課
福祉部障害福祉課
福祉部福祉総合相談課
健康医療部長寿介護課
健康医療部保険年金課
こども育成部こども政策課
こども育成部子育て支援課
こども育成部保育幼稚園総務課
こども育成部学童保育課
建設部建築課
教育委員会学校教育部学校教育推進課
教育委員会学校教育部教育センター
その他支援に関連する機関